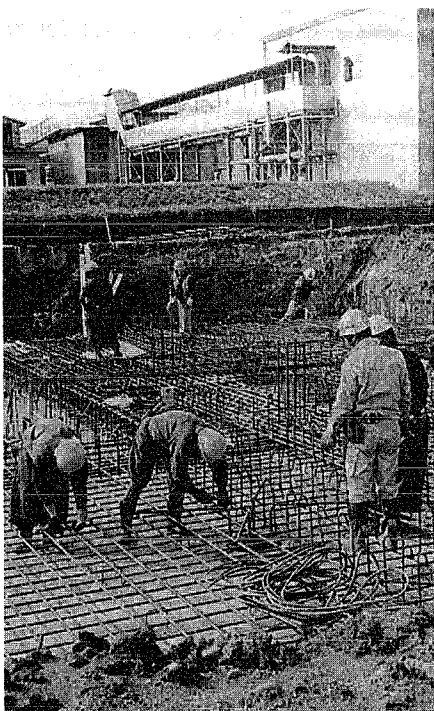


上水道施設整備の現況と 水道料金の改定について

平成10年度から3ヵ年計画で着工しております第6次上水道施設拡張整備事業は、目下のところ諸工事が順調に進んでいるところであります。

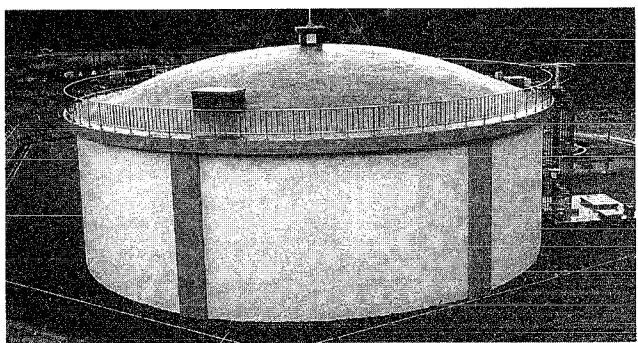
昭和25年（一九五〇年）の第1次拡張事業から昭和55年（一九八〇年）の第5次拡張事業により数次の施設整備を行なってきましたが、現在では施設の老朽化と生活様式の変化等により、水道水の円滑なる供給が懸念されていたところであります。一方、町民の皆さんから、特

段のご理解とご協力をお願いします。



には安定供給への不安が解消されることとなります。

昨年完成しました松ヶ丘奥の高台に建設した配水池も今年の3月末頃から稼働して、山の地域への給水が充分行なわれるようになります。なお、只今工事中の施設については平成12年度中（13年3月中）には全ての工事が完了して、新施設による安全な給水が全戸に行なわれることとなります。



なければならぬことがございます。それは水道料金の改定であります。

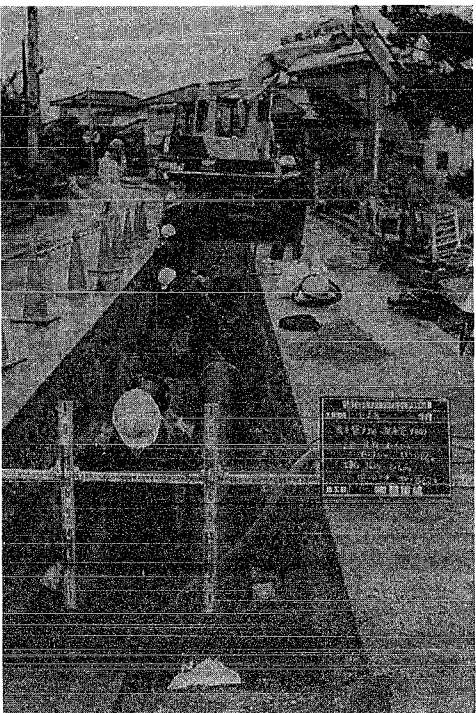
当町では平成元年に水道料金の引き上げ改定を行なっておりますが、その後10年余りの間、企業努力により料金を据え置きのままできていたところであり

なお、これまでの間には、地震災害対策とした送・配水管を石綿管から塩ビ管及びダクタイル鉄管に取替える工事や水道諸施設の補修改善、そして今回の第6次施設整備事業や、さらに第5次整備事業までの累積債務の関係で、止むを得ず水道料金の見直し改定が必要となった次第であります。水道料金の改定については昨年の8月以来3回にわたり、町議会議員全員で構成された検討委員会で研究、検討、論議をしていただいたところであります。

今日のような時世の中で料金引き上げ改定をお願いしなければならぬことは、甚だ心苦しいものがありますが、水道水の安全、安心の給水という見地から町民の皆さんから特段のご理解ご協力をお願い申しあげる次第であります。

小須戸町水道事業管理者

町長 佐藤 太加志



所得税および 住民税の申告は お済みですか

3月15日(水)までに

平成11年分の申告はお済みでしょうか。3月15日の申告期限内に必ず申告されますよう、お願いします。

正しい申告を！

所得税の申告は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者自身が、自ら自分の所得を正しく計算して納税するという

「申告納税制度」を採用していません。確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%の加算額が課され、更に、年利14・6%の延滞税も納めなければならぬこととなります。

申告書を自分で 書くときは

申告書を自分で書くときは、「所得税の確定申告の手引き」等を参考にしてください。
「所得税の確定申告の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっ



ていますので、ご自分で記入してお早めに郵送などにより提出してください。
なお、商工会議所などでも税理士会などの協力を得ながら、確定申告の説明会を開催したり個別の相談にも応じております。お気軽にご利用ください。

納税は期限内に、 振替納税のご利用を

平成十一年分の確定申告による所得税の納期限は平成十二年三月十五日（水）です。できるだけ早めにお済ませください。また、振替納税を既に利用されている方は、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。振替納税をまだ利用されていない方は、納税のための手数が省け、うっかり納期限を忘れてしまうこともない振替納税が、大変便利ですので是非ご利用ください。

軽自動車の申告について

3月31日（金）までに…

原動機付自転車、軽自動車、農耕用自動車（トラクター、コンバイン）等を、取得、廃車、譲渡した場合は、その都度、必ず所定の申告手続きをして下さい。

また、死亡・転出された方の所有する軽自動車が、変更手続きされず、そのままになっているものがありますので、これも必ず手続きをして下さい。

特に、廃車、譲渡については手続きを忘れている場合、軽自動車税が課税されることがありますので、注意して下さい。

《申告書の提出先》

- 原動機付自転車、農耕用自動車、小型特殊自動車（役場で標識交付されたもの）
→小須戸町役場税務課
- 軽自動二輪車（250cc以下）、軽自動四輪車、軽自動三輪車
→全国軽自動車協会新潟県事務取扱所
- 二輪の小型自動車（250cc以上）
→新潟運輸局新潟陸運支局

なお、軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、転売等による名義変更や、廃車、盗難及び住所変更等が生じた各軽自動車の申告手続きは、3月31日（金）までに、役場や各事務所へ届出を済ませて下さい。